

第1条（名称）

当研究会をJAIST産学官共創フォーラム・イノベーションデザインによるDX推進研究会（通称：イノベーションデザインによるDX推進研究会）と称する。

第2条（事務局）

当研究会は、事務局を石川県能美市旭台1-1 一般社団法人JAIST支援機構内に置く。

第3条（目的）

当研究会は、一般社団法人JAIST支援機構・産学官共創フォーラム（通称：JAIST産学官共創フォーラム）の研究事業として実施され、DX（デジタルトランスフォーメーション）がもたらす大変革に対し、イノベーションデザイン手法に基づき、どのように困難を乗り越えてチャンスを生かすかの調査・検討を行うことを目的とする。

第4条（活動）

当研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 外部講師によるDX推進の成功事例紹介と討議（月1回程度）
- ② 研究会メンバーによるDX推進課題の集中ワークショップ（年2回程度）
- ③ DX推進事例集（報告書）の作成（年1回）
- ④ JAISTデジタルイノベーションデザイン手法の適用とカスタマイズ（随時）
- ⑤ その他、当研究会の目的を達成するために必要な活動

2 当研究会の活動報告はJAIST産学官共創フォーラムの総会にて行う。

第5条（会員）

会員は、本研究会の趣旨に賛同したJAIST産学官共創フォーラムの会員をもって組織する。

第6条（入会）

入会は、座長が認めるものとし、事務局に所定の加入手続きにより行う。

第7条（脱会）

当研究会を脱会する場合は、座長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

第8条（研究会参加費）

当研究会の会員は、JAIST産学官共創フォーラムの会費とは別に、研究会の参加費として次の金額を納入しなければならない。

- ① 幹事会員 年額 30,000円
- ② 法人会員 年額 30,000円
- ③ 個人会員 年額 15,000円
- ④ 公共会員 年額 30,000円
- ⑤ 学術会員 年額 20,000円
- ⑥ 特別会員 年額 30,000円

2 幹事となった幹事会員は、参加費を免除する。

3 各活動への参加人数は、個人会員、学術会員を除き、1つの組織につき最大2名までとする。但し、座長が認めた場合はこの限りではない。

4 上記参加費の他に費用が必要な場合は、別に定める。

第9条（役員）

当研究会に次の役員を置く。

- ① 座長 1名
 - ② 幹事 若干名
- 2 座長は、当研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 幹事は、座長を補佐し、当研究会の企画・運営を行う。
- 4 座長は、JAIST産学官共創フォーラムの会長が指名する。
- 5 幹事は、JAIST産学官共創フォーラムの会長が同フォーラムの幹事会員の中から指名する。

第10条（事務）

当研究会の事務は、一般社団法人JAIST支援機構事務局がつかさどり、研究会の座長、幹事は、これに協力するものとする。

第11条（補則）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則1

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

制定 令和3年4月1日